

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第18号

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者等が勧告に従わなかった場合の公表) 第49条 条例第44条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を<u>インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。</u> (1)～(5) 略</p>	<p>(事業者等が勧告に従わなかった場合の公表) 第49条 条例第44条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を<u>香川県報に登載して行うものとする。</u> (1)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。